

## 法定調書を間違えた場合

**Q** : 法定調書を間違えて提出してしまいました。どうしたらいいですか？

**A** : 正しい法定調書を再提出することになります。

### 【解説】

法定調書とは、法律の規定により税務署に提出を義務づけられているもので、次のようなものがあります。

「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受けの対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」

これらの法定調書を間違えたときは、正しい内容の法定調書を作成し、税務署に提出しなければなりません。そしてこの場合には、当初提出した法定調書を無効とする必要がありますので、次のものを提出することになります。

#### ① 先に提出した「法定調書」の写し

先に提出した法定調書と同じ内容のものを作成するか、控えの写しを使用し、その法定調書の右上部余白に「無効」と赤書きします。

#### ② 正しい「法定調書」

正しい内容の法定調書を作成し、その法定調書の右上部余白に「訂正分」と赤書きします。

#### ③ 先に提出した「合計表」の写し

先に提出した合計表と同じものを作成するか、控えの写しを使用し、誤り箇所を二重線で消し、正しい内容を赤書きするとともに、その合計表上部余白に「訂正分」と赤書きします。

